原子力発電に対する優遇政策の現状と問題点

張博

Abstract

Until 2011, there are fifty four nuclear power plants in Japan, which is a third of the total generating capacity of Japan. There are two reasons for promoting the development of nuclear power: one is security; another is the economy. The fuel can be recycled; the generating process does not produce carbondioxide; the very little fuel can created a lot of power. But on March 11 of 2011, after the accident at the Tokyo electric power plant fukushima *daiichi*, the atomic power security myth shattered. If one adds the policy cost, nuclear waste disposal cost, risk of handling costs and so on, the nuclear power generation price will be higher than other means of power generation. That is to say that the accident led to the myth of nuclear security and economic being shattered. Can there still be a reason for promoting nuclear power to be the cause of Japan's nuclear policy? This paper studies and analyzes the preferential policy for the 3 laws of nuclear power and expense related to the use of Japanese nuclear power.

キーワード……原子力予算 一般会計 特別会計 電源三法

はじめに

これまで、原子力発電が推進されてきた理由が二つある。今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故後、原子力発電が推進されてきた理由の一つ、すなわち安全性は崩壊した。もう一つの理由は経済性である。原子力発電は、その発電コストが一番安い発電方式である、と言われてきたが、事故後、その経済性が大きな問題となったのである。改めて、社会的コストを含め、原子力発電の発電コストを試算すれば、火力発電(石油火力、石炭火力、LNG火力)・水力発電に比べるともう優位とは言えない。そして、原子力発電に関するコストは複雑化、かつ広範囲にまで及ぶ特徴を持っている。つまり、将来発生するコスト、公表していないコストといった現時点で確実に計算できないコストが存在している。特に政策コストとしての開発コスト、立地対策コストは不明点が多く、本論文ではそれを明らかにしていきたい。

現在、国は原発再稼動の必要性を立証せずに、再稼動の安全性を判断する進め方、そして、 より広域の原発立地自治体の住民と安全協定を締結し再稼動への同意を得るプロセスを進めて いるが¹⁾、そこに見られるのは日本のエネルギー政策において原子力発電が優先されるべき発電手段だという考えである。そこで、いわゆる原子力発電の優遇政策の財源の基盤を形成していると考えられる「特定財源」の法的根拠である電源三法の発展経緯を検討したいと思う。

1974年に電源三法が制定された。この法律は立地地域に原子力発電所の利益が十分還元されるようにする制度である。つまり、この制度は発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的²⁾として、発電周辺地域に各種交付金や補助金を交付することである。経済産業省資源エネルギー庁は出力 135万kW の原子力発電所が新設された場合、立地所在市町村、周辺市町村、都道府県に持たされる電源立地地域対策交付金等による財源効果のモデルを公表した。このモデルによると運転開始までの 10年間及び運転開始翌年度から 40年間の計 50年間の約1,359億円³⁾の交付金の流れがある。これについて検討したうえで、電源三法交付金制度はこれからどう進むべきなのか、について検証したいと思う。

本論文では、今まで原子力発電が推進されてきた理由に安全性と経済性の他に理由があるのかを解明するため、一般会計と特別会計の範囲における原子力関係経費政府予算の考察に着目し、検討を試みたい。そのため、電源三法に基づいた原子力立地地域への優遇政策の発展経緯と現状を分析し、エネルギー政策の諸課題を概観する。

1. 日本原子力予算制度の成立背景

全世界の原子力エネルギーの商業利用を歴史的に振り返れば、1953 年 12 月 8 日にニューヨークの国連本部で開催された原子力の平和利用に関する国連総会に遡る。この総会でアイゼンハワー米大統領は「Atoms For Peace」 (平和のための原子力)の演説を通じて原子力エネルギーの平和利用を期待していると述べた。その骨子は、国連の支援の下で原子力の国際機関が設立されることが望ましいことと、ソ連を含む主要関係国が標準ウラン及び核分裂性物質を原子力国際機関に供出することを提案した。この提案はアメリカから見れば当時東西冷戦の状況で、国民が核戦争に抱いていた恐怖感の源である原子力エネルギーの軍事利用の範囲を拡大させることなく、民生利用の場合にも関係国の原子力政策が掌握できるという目的ではないかと考えられる。その後、1957 年に国際原子力機関(IAEA, International Atomic Energy Agency)が創立され、それを契機として、原子力エネルギーの商業利用が世界的に展開された。

その一方、日本ではこの影響を受け、1954年3月2日、衆議院予算委員会の席上、1954年度 予算案に対する自由党、改進党、日本自由党三党共同修正案が提案された⁵⁾。この修正案のう ち、原子力平和的利用助成費2億3,500万円、ウラン資源調査費1,500万円が計上され、総額2 億5,000万円の日本最初の原子力予算は成立した。そして、翌年の12月19日に原子力の研究、 開発及び利用の促進を目的とする「原子力基本法」が定められた。また、原子力委員会はこの 法律により1956年1月1日に設置された。1956年3月には長期および各年度の原子力開発利 用基本計画作成の要領を定め、5月には31年度の計画を作成し、9月に入って暫定的長期計画 を定めた

のこのようにして、日本では、原子力政策はエネルギー政策の中で、中心的役割を 担うものとして国策となり、本格的に制度的な支援が拡充された。すなわち、原子力委員会が 出した原子力予算は日本の一貫した原子力政策を反映し、原子力エネルギーの商業利用を促進 している。

2. 一般会計とエネルギー特別会計による原子力関係経費

2.1原子力予算の変遷

図1には、1954年~2014年の日本の原子力予算額の推移が示されている。日本の原子力関係 予算額は動力炉・核燃料開発等の事業 (原子力開発費)、原発を誘致している自治体への地域振 興等(原子力立地対策費)に充てられている。原子力予算額は 1954 年(昭和 29 年)に原子力 予算が設立されてから、徐々に伸びてきた。昭和 29 年~昭和 49 年にかけて、原子力予算額は 0~100.000 万円の間に緩やかに増加した。1974年(昭和49年)に入ってから急増がみられる ものの、1996年(平成8年)に494.607百万円に達してからしばらく減少する傾向がある。そ の後、400百万円~500百万円の間で変動した。2011年(平成23年)に減少へ転じて、2014 年(平成26年)に再び上昇する傾向が見られる。2014年(平成26年)の「原子力関係経費概 算要求額・総表」によると、原子力予算総額は 387.448 千円となり、前年度の予算額と比べる と 62.041 千円 (対前年度比 19.1%増) の増加となった。図 1 のトレンドラインからは原子力予 算を全体的に見ると右肩上がりの傾向があるが、近年減少の傾向も見られる。

(単位:百万円) 原子力予算 600.000 y = 8663.8x 500,000 400,000 300.000 200.000 100,000

図 1. 日本原子力予算(1954年~2014年)

(出所):昭和29年度~平成21年度は『原子力白書』各年度版より作成、

293031323334353637383940414243444546474849505152535455657585960616263元234567891011121314151617181920212223242526

平成 22 年度~平成 26 年度は「原子力関係経費政府予算案」

http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya04.htm より作成。

- (注): 1.2003年(平成15年)10月からの電源開発促進対策特別会計の歳入歳出構造の見直 しに際し「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改称した⁷。
 - 2. 1975 年度(昭和 50 年度)の電源開発促進対策特別会計に原子力以外の分が含まれているので、1976 年度(昭和 51 年度)の電源開発促進対策特別会計に 50 年度分のデータを使った。
 - 3. 1976 年度(昭和 51 年度)の電源開発促進対策特別会計に公表した 50 年度分の内訳 に原子力発電安全対策等交付金のデータは事務経費交付金が含まれていない。事務経 費交付金を含むと 1,372 百万円(原子力委員会による)。
 - 4.1990 年度(平成2年度)の原子力電源開発促進対策特別会計は水力などの分が含まれている。原子力関係は電源立地勘定90,028百万円、電源多様化勘定125,680百万円、合計215,708百万円(原子力委員会による)。
 - 5. 1996 年度 (平成 8 年度) の原子力関係予算総表には合計値が二つあるが、上段は 1996 年度の合計であり、下段は 1995 年度の合計値である (原子力委員会による)。
 - 6. 原子力予算額は一般会計(原子力関係)とエネルギー特別会計・電源開発促進勘定 (原子力関係)の合計である。

2.2 一般会計

一般会計は 1974 年(昭和 49 年)~1979 年(昭和 54 年)にかけて速いスピードで増加し、電源多様化勘定(電源特会)が新設された後、しばらく横ばいになり、1996 年(平成 8 年)に最高値になった。その後、全体的に見て減少しつつある。

日本の原子力予算の推移を一般会計・特別会計別にみると、一般会計の予算規模は 1974 年(昭和 49 年) ~1988 年(昭和 63 年) にかけて次第に縮小する一方、特別会計の予算規模は急拡大し、1988 年(昭和 63) にはほぼ同水準になったことが分かる。その後、特別会計の予算額は 1988 年(昭和 63) を境に一般会計の予算額を大きく上回ったことが分かる。(図 2)

2.3 特別会計

1974年(昭和49年)6月6日に「電源三法」の公布により、電源開発促進特別会計(電源立地勘定)が設置された。その予算金額は1974年(昭和49年)には10,100百万円にすぎなかったが、その後急速に進み、1977年(昭和52年)には37,482百万円、1979年(昭和54年)には57,497百万円へと増加した。(図2)

1980年(昭和55年)5月30日に原子力、石炭、液化天然ガス(LNG、Liquefied Natural Gas)、水力、地熱、太陽光エネルギー等の石油代替エネルギーの開発及び導入を促進し、石油依存度の低減を進めるための法的枠組として⁸⁾、「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」が制定された。それにより、電源開発促進特別会計(電源特会)に電源促進のための電源多様化勘定が追加された。そのため、1980年(昭和55年)以降の電源特会は電源立地勘定、電源多様化勘定に振分けられた。そして、図2から1980年度の予算額は前年の約2倍に増加し、特別会計の全体の動きをみると財政予算規模は昭和55年以前より拡大していることが分かる。一方、図2に示されているように、電源立地勘定は1990年代以降急速に増加し、1995年(平成7年)には145,431百万円と、従来から高かった電源利用勘定(1995年には137,408百万円)を超えている。ここから、1990年代以降、日本では原子力発電所の立地とそれに対応する地域振興、つまり原発を誘致することが進行していることが分かる。

2007 年 (平成 19 年) に以前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油特会) と電源開発促進対策特別会計 (電源特会)を「エネルギー対策特別会計」に統合することが定められた。そして、それぞれの税収の全ては一般会計に計上された上で、需要額を特別会計に繰り入れられるようになった。大島堅一はこの対策は電源立地勘定でこれまでの余剰金が大量に発生していた状況を改善するために改正されたが、他方で電源開発促進税は、名目上は目的税ではなくなったとはいえ、事実上電源利用対策費や電源立地対策費のための財源として存続している事を指摘した⁹⁾。図 2 に集計した結果によると、制度改革後の特別会計の予算の推移を見ると電源立地勘定、電源利用勘定は大幅の増減の動向もなく、ほとんど変わらない状態で推移している。加えて、電源立地勘定、電源利用勘定の使途もあまり変わらない。それゆえ、電源開発特別会計の廃止によって原子力予算がどの程度管理されるのか、余剰金問題が根本的に解決されるのかに疑問が残る。

2011年3月11日14時46分、日本観測史上最大の地震であるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生した。今回の地震は地震動だけでは済まず、地震により三陸沿岸で大規模な津波が発生した。それにより東京電力福島第一原子力発電所が、その施設設備に深刻な被害を蒙り、大規模な放射能漏れ事故を起こし、甚大な被害をもたらした。これを背景として、平成24年度原子力関係経費については、東京電力福島原子力事故からの復旧及び原子力発電の安全対策の強化事業並びに従来の原子力政策大綱に基づく事業(従来事業)の二本立てで計上することとした100。図2に示されているように、2012年度の原子力関係経費の総額は353,331百万円となり、2011年度予算と比較して79,819百万円の減額となっている。電源立地勘定及び電源利用勘定は、いずれも減少傾向にある。その後、電源立地勘定はしばらく横ばいの水準になる一方、電源利用勘定は再び増加の傾向が見られる。

また、復興への財源確保のため、2011年(平成23年)12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117

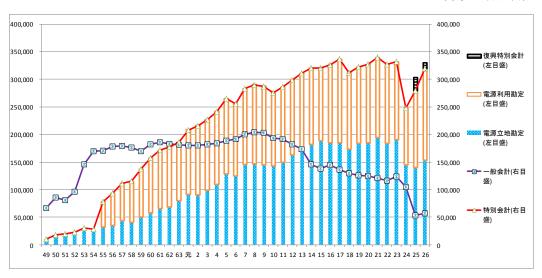
号)が公布された。

「源泉徴収義務者の方は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、その合計額を国に納付することとなる」¹¹⁾。図 2 の復興特別会計の予算額を見ると、平成 25 年度に 23,498 百万円になり、その後若干縮小し、平成 26 年に 10,461 百万円になっている。このように、復興特別所得税を財源とした復興特別会計は原発事故への対応としてある程度の役割を果たしているのである。

室田武は原賠法について、「地震による事故について、事業者も保険者も事実上責任逃れをしてしまう可能性が大きく、国民一人一人が税金によって被害者救済を行うことを、この原賠法が義務づけている、ともいえるわけである。」¹²⁾と述べた。同様に、この特別措置法は日本の国民一人一人の税金で大震災の復興事業を行うための法律であると思われる。

図 2. 日本原子カー般会計・特別会計予算の推移(1974年~2014年)

(単位:百万円)



(出所):昭和49年度~平成21年度は『原子力白書』各年度版より作成、平成22年度~平成26年度は「原子力関係経費政府予算案」http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya04.htm より作成。

(注): 予算項目の構成については図1の注1~5を参照。

3. 電源三法の発展経緯

3.1 電源三法交付金制度の導入

日本の原子力エネルギー政策の中で重要な一環として進められているのは、電源三法交付金制度である。日本の原子力発電所の立地条件を概観すると、特徴が二つある。一つは、原子力発電所はよく海辺に設置されているということである。その理由は、原子炉の冷却には海水が必要であるからである。もう一つは、原子力発電所は過疎の地方に設置されやすいということである¹³⁾。

1954年~1973年にかけて日本の高度経済成長期に電力需要が増加すると共に、それに対応する電力危機への不安も増大した。当時の総理大臣であった田中角栄は「通産省の推計によると、六十年度の電力需要をまかなうためには発電能力を二億三千六百万キロワットと四十六年末にくらべ三・五倍以上に引き上げなくてはならない。このうち火力発電が半分、原子力発電が三割を占める見込みである。しかし、電力会社が現有地で拡張したり、計画地点で発電所を新設することは地元の反対でなかなかむずかしくなってきている。」 14) と述べた。

表1から明らかなように、1960年代の原発立地計画を発表した後、地元からの大規模な反対 運動が相次ぎ、原発立地は難航する。三重県への原発の誘致を具体例として挙げる。当時の中 部電力が芦浜地区(南島町、紀勢町の地区にまたがる地区)に原発建設の構想を発表した後、 地元住民からの抵抗は非常に激しかった。このことは、芦浜への原発立地計画を頓挫させた。 結局、2000年2月には、「芦浜原子力発電所の立地計画について、北川三重県知事の「白紙に 戻すべき」とのご発言を受け、現地の情勢等を総合的に検討し、計画を進めることは困難と判 断、計画を断念いたしました。」¹⁵⁾と中部電力(株)の大田社長は発言した。

1972 年に田中角栄は『日本列島改造論』に次のように述べている。「過疎地域の電力料金を安くして産業や人口の誘導に役立てるとか、地方税である電気ガス税を国税にして、地域開発の角度から全国的に再分配すべきだという意見もある。過密地域の工場やビルでは電気ガス税の税率を高くし、過疎地域では税金を免除し、それによる市町村財政の減収分は交付金で補てんする仕組みだ。これからの検討課題の一つと思う。」¹⁶⁾このような施策を実施するための背景として、1974年6月6日に「発電用施設周辺地域整備法」、「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」の、いわゆる電源三法が整備された。つまり、電源三法は立地地域住民の福祉の向上をさせることで電源立地の円滑化を図るために制度化されたのである。すなわち、これは原発誘致を順調に進めるために作られた制度と言ってよい。

| 断念ないし未着工 | 計画地 | 設置者 | | |
|--------------|------------------------|----------------|--|--|
| 芦浜原子力発電所 | 三重県度会郡南島町/紀勢町 | 中部電力(株) | | |
| 日高(小浦)原子力発電所 | 和歌山県日高郡日高町 | 関西電力(株) | | |
| 浪江・小高原子力発電所 | 福島双葉郡浪江町/福島県相馬郡小高町 | 東北電力(株) | | |
| 田万川原子力発電所 | 山口県熊毛郡上関町 | 中国電力(株) | | |
| 巻原子力発電所 | 新潟県西蒲原郡巻町 | 東北電力(株) | | |
| 古座原子力発電所 | 和歌山県日置川町 | 関西電力(株) | | |
| 那智勝浦原子力発電所 | 和歌山県那智勝浦町 | 関西電力(株) | | |
| 浜益原子力発電所 | 北海道石狩支庁浜益村 | 北海道電力(株) | | |
| 浜坂原子力発電所 | 兵庫県美方郡 | 関西電力(株) | | |
| 田老原子力発電所 | 岩手県下閉伊郡田老町 | 東北電力(株) | | |
| 久美浜原子力発電所 | 京都府熊野郡久美浜 | 関西電力(株) | | |
| 珠洲原子力発電所 | 石川県珠洲市高屋(関)石川県珠洲市寺家(中) | 中部電力(株)関西電力(株) | | |
| 阿南原子力発電所 | 徳島県阿南市 | 四国電力(株) | | |
| 日置川原子力発電所 | 和歌山県西牟婁郡日置川町 | 関西電力(株) | | |
| 豊北原子力発電所 | 山口県豊浦郡豊北町 | 中国電力(株) | | |
| 窪川原子力発電所 | 高知県高岡郡窪川町 | 四国電力(株) | | |
| 上関原子力発電所 | 山口県熊毛郡上関町 | 中国電力(株) | | |
| 萩原子力発電所 | 山口県萩市 | 中国電力(株) | | |
| 青谷原子力発電所 | 鳥取県気高郡 | 中国電力(株) | | |

九州電力(株)

中部電力(株)九州電力(株)

表 1. 1960年以降原発建設阻止状況 (断念ないし未着工)

(出所):『原子力市民年鑑』各年度版より作成。

宮城県串間市

能本県天草市

三重県北牟婁郡海山町

3.2 電源三法交付金制度の現状

3.2.1 電源三法の仕組み

串間原子力発電所

海山原子力発電所

天草原子力発電所

図3では、「発電用施設周辺地域整備法」、「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」からなる電源三法の仕組みを示している。簡単に説明すると次のとおりである。まず、一般事業者から、販売電力量に応じて一定額の電源開発促進税を徴収し、それを電源開発促進対策特別会計に入れて、電源立地地域の促進のためにさまざまな種類の交付金に充てる、というものである。ただし前述したように、2007年に制度改正により石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計がエネルギー特別会計に統合された。税収は全て一般会計に入れられた後、エネルギー対策特別会計へと計上されている。したがって、形式上は一般財源とはいえ、実質的な「特定財源」である。

2003 年 10 月に国は電源三法交付金制度を見直し、制度を改正した。それにより、①旧制度

の各種交付金が統一化され、電源立地地域対策交付金が新設された。②発電用施設の支援範囲と支援対象事業を拡充し、さまざまなソフト事業にも支援できるようになった。③制度は改正した後、原子力、水力、地熱等長期固定電源が重点的に支援される(ただし、既存及び計画中の火力発電所は引き続き支援対象)。

また、課税標準について「電源開発促進税法」の第六条に定められた。当初販売電気千 kWh につき、85 円であったが、電源立地促進対策特別会計に電源多様化勘定が新設されたことに伴い、昭和55 年7月1日から300円となった。さらに、昭和58年10月1日から千 kWh につき、455円となった 17 。その後、次第に減税し、今現在は千 kW 当たり375銭である。(表 2)

この巨額の税収の大半は原発の立地自治体に交付された。電源三法交付金の使途から見れば、この制度は、人口が少なく、財政状況も良くない地元の雇用機会不足の地域を狙い、地域からのさまざまなニーズに応えて、産業の振興だけでなく、公共施設、スポーツ、教育・文化事業などの整備までも交付事業としてサポートする仕組みである。そのため、あたかも交付金制度は電源立地によって得られた国民経済的利益を地元に還元するように見えるが、実は地方自治体の財政状況を一時的に潤すだけで、根本的な解決方策ではないという議論がある。最初に地域住民に原発推進と地域振興を共に発展させていくというイメージを押し付け、そうすることで、ある意味では反原発運動を抑えることに役立つのではないかと考えられる。

要するに、電源三法は当時の原発誘致の遅々として進まない状況下の懐柔策であり、資金の流れから見れば、原発を過疎の地方に誘致するために作られた国策である。

表 2. 電源開発促進税 税率の推移

(単位: 千 kWh)

| ~15年9月30日 | 15年10月1日~ | 17年4月1日~ | 19年4月1日~ |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 44.5銭 | 42.5銭 | 40.0銭 | 37.5銭 |

(出所):経済産業省「電源開発促進対策特別会計」

http://www.meti.go.jp/policy/sougou/yokessan/060401zaimusyorui08.pdf より作成。

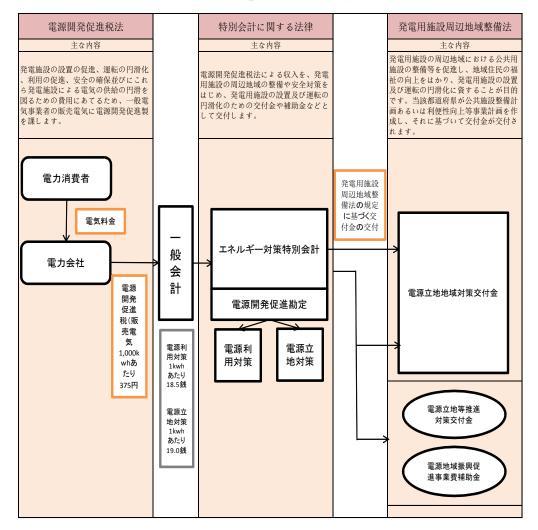


図 3. 電源三法交付金制度

(出所):経済産業省資源エネルギー庁「電源立地制度の概要」

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/pamphlet/dengen.pdf より作成。

3.2.2 これからの課題

第一に、図 4 は原発が運転開始まで 10 年間~運転開始翌年度から 40 年間の試算である。原子力発電所の場合は出力 135 万 kW の原子力発電所が新設された場合、立地所在市町村、都道府県に各種の交付金や補助金を交付する場合をモデルケースとして想定したが、実際の金額は立地地点の状況や開発スケジュールによって異なる。交付される項目は電源立地等初期対策交付金相当部分¹⁸⁾、電源立地促進対策交付金相当部分¹⁹⁾、原子力発電施設等周辺地域交付金相当

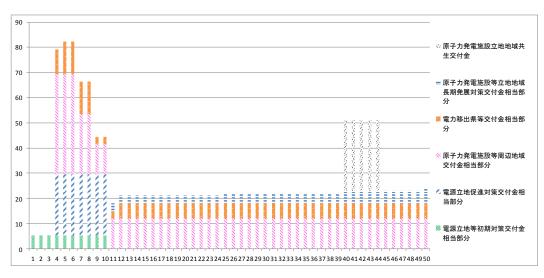
部分²⁰⁾、電力移出県等交付金相当部分²¹⁾、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分²²⁾、原子力発電施設設立地地域共生交付金²³⁾であり、合わせて 1,359 億円を交付することになる。

この金額は交付金・補助金という形で立地自治体が受け取ることになった。しかしながら、各自治体が公表した資料において交付された金額の総額の趨勢的変動を見ると、時間の経過とともに大半の立地地域、周辺市町村、都道府県が受け取った金額は減少する傾向がある。一方、残りの少数の交付地域に対して交付金が減額されなくても、今後日本の原発が稼働開始から40年を迎えるときに交付金や補助金等が受けられなくなってしまうことは変わらない。

どのような場合でも、すでに交付金を受け取った各自治体は財政状況を維持するために、原発の稼動年数を延長するか、あるいは原発を新設するかという選択を余儀なくされる。次第に原発の立地地域・周辺市町村のこの交付金への依存度は増加していく。その結果は図5に示すとおりである。図5は、立地地域、周辺市町村、都道府県が交付された金額を減少させないために原発を続々と増設するよう促されることを示している。結局、原発立地地域から脱出できなくなる可能性は高いと考えられる。したがって、電源三法交付金制度は本質的に一度原発を始めると、原発に依存しない地域運営ができなくなる政策ではないかと考える。

図 4 原子力発電所が新設される場合、地域(立地所在市町村、周辺市町村、都道府県)にもたらされる電源立地地域対策交付金による財源効果のモデルケース

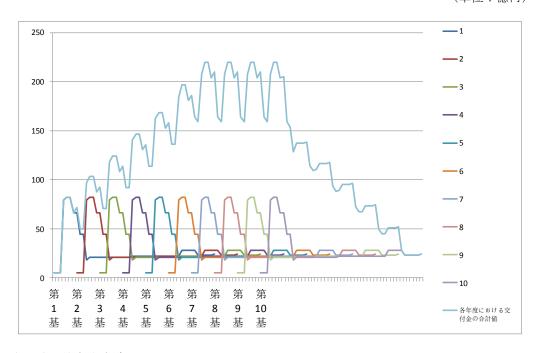
(単位:億円)



(出所):経済産業省・資源エネルギー庁「電源立地制度の概要」平成23年より作成。

図 5. 電源三法交付金制度による原発の悪循環

(単位:億円)



(出所):筆者作成24)。

(注): この図は「電源立地制度の概要」平成23年度版の原発一基が立地都道府県に交付する 交付金制度のモデルケースに基づき想定した図である。

第二に、そもそも、電源三法交付金制度は原子力発電、水力発電などの電源立地を支援するために創設されたものである。電源別の各交付金の交付実績を見ると、原子力発電を強力に推進するための交付金の占める割合は一番多いことが分かる。つまり、電気料金から徴収された莫大な税金は主に原子力関係事業に広く用いられている。そして、現在も、原子力を中心に支援しつつある。大島堅一が指摘しているように、もし原発推進を変えれば、根本的にお金の使い方を変える必要がある。²⁵⁾すなわち、電源三法の制度を改正する必要があると考える。それについて新しい原子力政策を真剣に検討しなければならない。

第三に、表 3 に示されている電源立地勘定の余剰金の割合から、1980 年代~1990 年代にかけて、歳出予算額に占める余剰金の割合は非常に高く、ピーク時の 1988 年度に 64%にまで達した。予算の 3 分の 2 が消化できないという事態は、電源三法が設立される当初、想定されておらず、電源三法システムと原子力発電所の立地政策の存在意義そのものを問うものであった。それゆえ、当時原発立地の状況を鑑み、余剰金を消化するために、交付金事業を拡大するしかなかった²⁶。前述したように、結局、公共施設、スポーツ、教育・文化などのソフト事業の整

備が交付金の対象事業とされた。

表 3. 電源立地勘定の決算

(単位:億円)

| | 1974年度 | 1975年度 | 1976年度 | 1977年度 | 1978年度 | 1979年度 | 1980年度 | 1981年度 | 1982年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳出予算現額 | 101 | 382 | 551 | 594 | 707 | 787 | 823 | 915 | 950 |
| 余剰金 | 87 | 264 | 351 | 367 | 403 | 453 | 407 | 397 | 330 |
| 翌年度繰越金 | 77 | 218 | 219 | 191 | 212 | 224 | 221 | 231 | 194 |
| 不用額 | 11 | 46 | 133 | 176 | 191 | 229 | 186 | 165 | 135 |
| 余剰金の割合(%) | 87% | 69% | 64% | 62% | 57% | 58% | 49% | 43% | 35% |
| | 1983年度 | 1984年度 | 1985年度 | 1986年度 | 1987年度 | 1988年度 | 1989年度 | 1990年度 | 1991年度 |
| 歳出予算現額 | 899 | 1,035 | 1, 225 | 1, 451 | 1,586 | 1, 781 | 2,057 | 2, 275 | 2, 356 |
| 余剰金 | 310 | 442 | 578 | 832 | 972 | 1, 141 | 1, 252 | 1, 251 | 1, 288 |
| 翌年度繰越金 | 255 | 333 | 434 | 519 | 568 | 636 | 644 | 569 | 593 |
| 不用額 | 56 | 109 | 144 | 313 | 404 | 505 | 608 | 682 | 695 |
| 余剰金の割合(%) | 35% | 43% | 47% | 57% | 61% | 64% | 61% | 55% | 55% |
| | 1992年度 | 1993年度 | 1994年度 | 1995年度 | 1996年度 | 1997年度 | 1998年度 | 1999年度 | 2000年度 |
| 歳出予算現額 | 2, 511 | 2, 472 | 2, 129 | 2, 334 | 2, 346 | 2, 325 | 2, 357 | 2, 344 | 2, 372 |
| 余剰金 | 1, 278 | 1, 119 | 577 | 754 | 859 | 907 | 944 | 1,003 | 882 |
| 翌年度繰越金 | 537 | 158 | 112 | 113 | 89 | 121 | 82 | 90 | 70 |
| 不用額 | 741 | 962 | 465 | 641 | 770 | 786 | 862 | 913 | 812 |
| 余剰金の割合(%) | 51% | 45% | 27% | 32% | 37% | 39% | 40% | 43% | 37% |
| | 2001年度 | 2002年度 | 2003年度 | 2004年度 | 2005年度 | 2006年度 | | | |
| 歳出予算現額 | 2, 507 | 2, 508 | 2, 541 | 2,640 | 2, 213 | 1, 725 | | | |
| 余剰金 | 1,001 | 999 | 631 | 491 | 395 | 208 | | | |
| 翌年度繰越金 | 62 | 34 | 63 | 50 | 134 | 82 | | | |
| 不用額 | 940 | 965 | 568 | 440 | 261 | 126 | | | |
| 余剰金の割合(%) | 40% | 40% | 25% | 19% | 18% | 12% | | | |

(出所):大島堅一『再生可能エネルギーの政治経済学』34 頁より作成。

終わりに

本論文では、日本の原子力予算が設立された 1954~2014 年度を対象として、原子力の一般会計、特別会計からなる原子力予算を集計した。そして、「電源三法」が公布された 1974 年~2014 年度を対象として、特別会計を電源立地勘定、電源利用勘定に細分化し、再集計した。集計結果に示されるように、原子力予算は全体的に増加傾向にあり、2000 年代に入ってからはほぼ 4,000 億円以上の規模にまで達している。原子力特別会計の予算規模を見れば、電源開発促進税率と政策変動等によって変動しており、東電福島第一原発事故の影響によって、予算規模は縮小傾向にあるが、2014 年(平成 26 年)に再び増加する傾向が見られる。

原子力政策については、主に電源三法交付金制度を分析した。当初の電源三法交付金制度が設立された背景から見ると、この制度は原発の優遇政策であることが明らかになった。そして、目的税の電源開発促進税を財源としての電源三法交付金制度は、国策として原発を後押しする役割を果たしていることも強く示唆される。

日本の原発は運転開始から 40 年目に突入する。問題となるのは、「電源三法」に基づき、すでに多額の交付金を受け取った立地自治体、周辺市町村及び各産業、各種ソフト事業が、いかして自らの財政・経済状況を維持するかという問題である。そもそも、電源三法交付金制度による原発立地のメリットは固定資産税の収入、建設工事に伴う雇用拡大、各種交付金の活用等により地域経済効果が見込まれる²⁷⁾ことにあるが、事実上、どの程度地域経済効果が創出されるかを検討する必要があると思われる。

この時期を迎えるときに問題となるのが、原発を新設するか、新しい交付金を作って原発の 運転期間を延長するか、段階的に廃炉にするかという選択問題である。日本の原子力政策ある いはエネルギー政策の根本的な構造改革を期待する。

原子力推進政策が事実上、困難である以上、推進の是非の議論は別として、原子力推進政策の見直しが求められる。

<注>

- 1) 「原発再稼動に関する「そもそも論」と「再稼動 8 条件」」 http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000159/159434/4.iidaiin.1.pdf 2013 年 9 月 22 日に閲覧。
- 経済産業省・中国経済産業局
 http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/energy/kobetsu/dengen.htm
 2013 年 9 月 23 日に閲覧。
- 3) 経済産業省・資源エネルギー庁「電源立地制度の概要」 http://www.enecho.meti.go.jp/topics/pamphlet/dengen.pdf 2013年9月21に閲覧。
- 4) http://eisenhower.archives.gov/research/online_documents/atoms_for_peace.html 2013 年 11 月 11 日に閲覧。
- 5) 吉岡斉、(1999年)『原子力の社会史』、朝日新聞社。
- 6) 原子力委員会、(昭和 32 年)「原子力白書」、昭和 31 年版。 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1956/sb10101.htm 2013 年 11 月 15 日に閲覧。
- 7) 経済産業省「電源開発促進対策特別会計」 http://www.meti.go.jp/policy/sougou/yokessan/060401zaimusyorui08.pdf 168 頁。
- 8) 山口聡・近藤かおり、(2009 年) 『調査と情報』「再生可能エネルギーの導入促進 10 政策」、国立国会図書館(ISSUE BRIEF NUMBER 767(2013.1.29)) 第 653 号。 http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0653.pdf
- 9) 大島堅一、(2013年) 『原発はやはり割に合わない-国民から見た本と残すと-』東洋経済新報社、50 頁 ~53 頁。
- 10) 平成 24 年度、「原子力研究、開発及び利用に関する計画」 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/kettei/kettei120417.pdf
- 11) 国税庁、http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/ 2013年11月15日に閲覧。
- 12) 室田武、(1981年) 『電力自由化の経済学』、日本評論社、113頁。
- 13) 原子力委員会、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19640527001/t19640527001.html
- 14) 田中角栄、(昭和47年)『日本列島改造論』、日刊工業新聞社、101頁。
- 15) 中部電力 (株)、(2000年)、「大田社長定例記者会見発言要旨」 http://www.chuden.co.jp/corpo/publicity/interview2000/1226 1.html 2013年11月15日に閲覧。
- 16) 田中角栄、(昭和47年)『日本列島改造論』、日刊工業新聞社、101頁~102頁。
- 17) 通商産業省資源エネルギー庁公益事業部、(昭和 60 年)『電源三法ハンドブック』財団法人日本立地センター。
- 18) 電源立地等初期対策交付金相当部分は環境影響評価以降運転開始までを10年間と仮定し、均等交付した場合の試算。
- 19) 電源立地促進対策交付金相当部分は運転開始前に交付限度額が交付されるものと仮定。
- 20) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分は全交付対象市町村の平均需要家数を基に試算。

- 21) 電力移出県等交付金相当部分については初号機が設置される地点を含む都道府県に対して交付される特例措置を含む。また、算定に当たっては、出力を基に試算。
- 22) 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分は高経年化炉に対する加算措置分を含む (稼働率約80%で試算)。
- 23) 原子力発電施設設立地地域共生交付金は交付期間の年間に均等交付した場合の試算。
- 24) なお、モデルプラントデータの重ね合わせによるグラフ化は主指導教員の指示による。
- 25) 大島堅一、(2013年) 『原発はやはり割に合わない-国民から見た本と残すと-』東洋経済新報社、53頁。
- 26) 大島堅一、(2010年)『再生可能エネルギーの政治経済学』、東洋経済新報社、32~36頁。
- 27) 経済産業省資源エネルギー庁、「電源立地制度の概要」平成 23 年。

主指導教員(藤堂史明准教授)、副指導教員(武藤秀太郎准教授・山崎剛志准教授)